

令和4年7月4日(月曜日) 第320号

宮 癷 行 褊

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

次 目

覧(2件) ……(自然環境課) 2 頁 ○鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会 ○生活保護法に基づく医療機関の指定……(福祉保健課) 1 の開催(2件) …… (○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (// //) 1 ○土地改良区の役員の就退任の届出(3件) ……(農村整備課) 4 ○宮崎県営住宅の指定管理者の指定の申請の手続

○鳥獣保護区特別保護地区(指定)の指針案の縦

○道路の供用の開始・・・・・・・・・(道路保全課) 1 ○道路の占用を制限する区域の指定(4件)……(″)2

氚

宮崎県告示第 435号

示

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項 においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のと おり指定した。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
日向たかいしクリ ニック	日向市春原町1丁目38 番地	令和4年6月1日
ハラダ調剤薬局春 原店	日向市春原町1丁目39 番地1	令和4年6月1日

宮崎県告示第 436号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項 において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてそ の例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機 関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称

名 称	所 在 地
フラワー薬局みみ つ	日向市美々津町3872番地5
さとかん薬局本店	延岡市東本小路 132番地
さとかん薬局北新	延岡市北新小路3番地13

小路店

2 届出事項

名	亦再年日日	
変更前	変更後	変更年月日
みみつ調剤薬局	フラワー薬局みみつ	令和4年5月1日
佐藤幹薬局	さとかん薬局本店	令和4年7月1日
なの花薬局	さとかん薬局北新小 路店	令和4年7月1日

の公表………(建築住宅課) 6

宮崎県告示第 437号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年7月4日から同年同月18日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	の	路線名	区	間	供用開始の期日
番号	種	類				
225	県道		八重原延岡線	川町 内字 2356 先か 同町 字コ	杵大上番ら司モ番で 門川鶴地郡字田地郡字田地	令和4年7月5日

宮崎県告示第 438号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年7月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	都農綾線	児湯郡川南町大字川南字山本 17749番 3地先から同郡同町同大字字下り山46 46番4地先

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年7月19日

宮崎県告示第 439号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年7月4日から同年同月18日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	宮崎高鍋線	児湯郡新富町大字新田字坂/上4924番 4地先から同郡同町同大字同字4924番 4地先

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年7月19日

宮崎県告示第 440号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年7月4日から同年同月18日まで宮崎

県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	高鍋美々津線	児湯郡川南町大字平田字新通山4958番 2地先から同郡同町同大字同字4958番 15地先

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年7月19日

宮崎県告示第 441号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年7月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	木城西都線	児湯郡木城町大字椎木字鍋田5362番1 地先から同郡同町同大字同字5362番1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年7月19日

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を行う こととしたので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の 規定により、当該特別保護地区の指針案を次のとおり縦覧に供する

なお、当該指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から

起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 特別保護地区の名称

三方界鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

椎葉村所在の国有林三方界事業区のうち、 176林班いろイ小班 、 177林班いろイ小班、 178林班い小班、 179林班い小班、 182 林班いイ小班、 183林班いイ小班の区域

3 特別保護地区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

国有林を管理する森林管理署等と連携を図りながら、定期的な情報交換等を行い、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所

宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局

(2) 期間

令和4年7月4日から令和4年7月18日まで

- 6 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県環境森林部自然環境課

(2) 期間

令和4年7月4日から令和4年7月18日まで

7 意見書の記載事項

意見書には、当該指針案についての意見とともに、意見書提出 者の氏名又は名称及び住所を日本語により記載すること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を行う こととしたので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の 規定により、当該特別保護地区の指針案を次のとおり縦覧に供する

なお、当該指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から 起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出す ることができる。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

特別保護地区の名称 祖母傾山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

西臼杵郡日之影町大字見立に所在する宮崎北部森林管理署管内 2055林班と2056林班の林班界と大分県境との交点を起点とし、同所から県境を南に進み夏木山山頂を経て同県境と延岡市北川町境との交点に至り、同所から日之影町と延岡市北方町境との交点に至り、同所から日之影町と延岡市北方町境を南に進み2029林班よと小班を囲む外周との交点に至り、同林班界を西に進み2029林班と2030林班の林班界との交点に至り、同林班界を西に進み同林班界と2032林班との交点に至り、同林班界を北に進み2044林班むと小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み2045林班ちに小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み2045林班ち

2046林班との交点に至り、同境界を西に進み2046林班かよ小班を囲む外周との交点に至り、同外周を北に進み2046林班と2048林班の林班界との交点に至り、同所を東に進み2049林班との林班界に至り、同林班界を北西に進み県道日之影宇目線との交点に至り、同県道を北東に進み2050林班と2051林班の林班界との交点に至り、同所から2050林班と2051林班との林班界を南東に進み同林班界と2052林班との交点に至り、2050林班と2052林班の林班界を南に進み2052林班わそ小班を囲む外周との交点に至り、同外周を南東に進み2052林班と2053林班との林班界に至り、同所から2053林班るぬ小班の外周を北東に進み2056林班と4055林班の林班界との交点に至り、同所から2056林班と2055林班の林班界との交点に至り、同林班界を東に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

国有林を管理する森林管理署と連携を図りながら、定期的な情報交換等を行い、鳥獣の生育環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所

宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁

(2) 期間

令和4年7月4日から令和4年7月18日まで

- 6 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先

宮崎県環境森林部自然環境課

(2) 期間

令和4年7月4日から令和4年7月18日まで

7 意見書の記載事項

意見書には、当該指針案についての意見とともに、意見書提出 者の氏名又は名称及び住所を日本語により記載すること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規 定により、三方界鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を 次のとおり開催する。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

日 時	場所	意見を聴こうとする案件
令和4年7月 25日 (月) 午後2時00分 から	椎葉村役場3階大会 議室 東臼杵郡椎葉村大字 下福良1762-1	三方界鳥獣保護区特別保 護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年 法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規 定により、祖母傾山鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会 を次のとおり開催する。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

日 時	場所	意見を聴こうとする案件
令和4年7月 26日 (火) 午前9時30分 から	日之影町役場町民ホ ール 西臼杵郡日之影町大 字七折9079	祖母傾山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、薩摩原土地改良区(国富町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	芝	吹	芳	雄	東諸県郡国富町大字八代南俣3702 番地
理	事	中	西	和	男	東諸県郡国富町大字八代南俣3681 番地 1
理	事	黒	木	千	年	東諸県郡国富町大字八代南俣3746 番地
理	事	岡	田	広	美	東諸県郡国富町大字八代南俣3535 番地
理	事	Щ	下	信	夫	東諸県郡国富町大字八代南俣3687 番地2
理	事	中	須		司	東諸県郡国富町大字八代北俣1955 番地5
理	事	青	木	政	幸	東諸県郡国富町大字八代北俣2251 番地 1
理	事	松	村	貴	文	東諸県郡国富町大字八代北俣1757 番地5
監	事	芝	吹		清	東諸県郡国富町大字八代北俣1787 番地5
監	事	髙	橋	裕	次	東諸県郡国富町大字八代南俣3704 番地
監	事	Щ	内	千	秋	東諸県郡国富町大字八代南俣4721 番地4

(任期:令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	寺	田	睦	生	東諸県郡国富町大字八代南俣3685番地2
理	事	馬	登	正	信	東諸県郡国富町大字八代南俣3790 番地1
理	事	黒	木	千	年	東諸県郡国富町大字八代南俣3746 番地
理	事	中	須	純	_	東諸県郡国富町大字八代北俣1889 番地1
理	事	中	須	寛	年	東諸県郡国富町大字八代北俣1921 番地3
理	事	髙	橋	裕	次	東諸県郡国富町大字八代南俣3704 番地
理	事	図	師	邦	彦	西都市大字上三財2688番地2
理	事	芋	高	信	弘	東諸県郡国富町大字八代北俣2124 番地39
監	事	高	橋	信	弘	東諸県郡国富町大字八代北俣2044 番地1
監	事	芝	吹		清	東諸県郡国富町大字八代北俣1787 番地5

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により 、下本庄土地改良区(国富町)の役員の就任及び退任について次の とおり届出があった。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	兒	玉	貞	利	東諸県郡国富町大字本庄2080番地
理	事	長	友	和	昭	東諸県郡国富町大字本庄2736番地
理	事	岩	切	健	=	東諸県郡国富町大字本庄4136番地
理	事	岩	切	宏	樹	東諸県郡国富町大字本庄4267番地
理	事	郡			敏	東諸県郡国富町大字本庄4523番地 15

理	事	日	髙	達	淑	東諸県郡国富町大字本庄2442番地 1
理	事	日	髙	章	富	東諸県郡国富町大字本庄5142番地 1
理	事	郡		政	盛	東諸県郡国富町大字宮王丸 448番地
監	事	岩	切	徳	充	東諸県郡国富町大字本庄1735番地 41
監	事	小	倉	國	照	東諸県郡国富町大字宮王丸 502番 地

(任期:令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住所
理	事	兒	玉	貞	利	東諸県郡国富町大字本庄2080番地 3
理	事	長	友	和	昭	東諸県郡国富町大字本庄2736番地
理	事	岩	切	健	=	東諸県郡国富町大字本庄4136番地
理	事	岩	切	宏	樹	東諸県郡国富町大字本庄4267番地
理	事	郡			敏	東諸県郡国富町大字本庄4523番地 15
理	事	真洲	領田	勝	義	東諸県郡国富町大字本庄2100番地
理	事	中	原	慎	也	東諸県郡国富町大字本庄7092番地
理	事	服	部	宗	明	東諸県郡国富町大字宮王丸 438番 地
監	事	岩	切	徳	充	東諸県郡国富町大字本庄1735番地 41
監	事	Ш	越	隆	司	東諸県郡国富町大字本庄4435番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、宮王丸土地改良区(国富町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	郡		秀	明	東諸県郡国富町大字宮王丸 388番 地
理	事	郡		辰	夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 574番 地
理	事	享	保	吉	治	東諸県郡国富町大字宮王丸 573番地
理	事	服	部	宗	明	東諸県郡国富町大字宮王丸 438番地
理	事	小	倉		篤	東諸県郡国富町大字宮王丸 450番地
理	事	郡		光	男	東諸県郡国富町大字宮王丸 409番 地
理	事	池	田	順	之	東諸県郡国富町大字本庄5023番地 7
理	事	扣	野	和	盛	東諸県郡国富町大字宮王丸 294番 地5
理	事	鈴	木	古	弘	東諸県郡国富町大字本庄 899番地
理	事	駒	Ш	広	志	東諸県郡国富町大字本庄2489番地
監	事	郡		政	盛	東諸県郡国富町大字宮王丸 448番地
監	事	Ш	越	隆	司	東諸県郡国富町大字本庄4435番地

(任期:令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	郡		政	盛	東諸県郡国富町大字宮王丸 448番 地
理	事	享	保	吉	治	東諸県郡国富町大字宮王丸 573番 地
理	事	小	倉	卓	也	東諸県郡国富町大字宮王丸 501番 地
理	事	郡		久	男	東諸県郡国富町大字宮王丸 405番 地2

理	事	郡		貴	淑	東諸県郡国富町大字宮王丸 496番 地3
理	事	谷	Щ		正	東諸県郡国富町大字本庄 916番地 1
理	事	長	嶺	_	夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 342番 地 1
理	事	郡		康	貴	東諸県郡国富町大字宮王丸 301番 地 1
理	事	郡		辰	夫	東諸県郡国富町大字宮王丸 574番地
理	事	吉	野	忠	良	東諸県郡国富町大字本庄2443番地 5
監	事	郡		眞	_	東諸県郡国富町大字宮王丸 301番 地
監	事	小	倉	威	照	東諸県郡国富町大字宮王丸 502番 地

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年宮崎県条例 第25号)第75条の規定により、宮崎県営住宅の指定管理者の指定の 申請の手続について、次のとおり公表する。

令和4年7月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的 次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法 人その他の団体がこれらの施設を一体として管理を行うものとす る。

(1) 名称及び所在地

	名 称	所 在 地
1	県営小戸団地	宮崎市鶴島3丁目 159番地
2	県営鶴ノ島団地	宮崎市鶴島2丁目15番6号
3	県営青葉団地	宮崎市吉村町境目甲1488番地1
4	県営東町団地	宮崎市中村東1丁目6番40号
5	県営出来島団地	宮崎市出来島町54番地
6	県営大塚A団地	宮崎市大塚町地蔵田4651番地
7	県営大塚B団地	宮崎市大塚町馬場崎3563番地
8	県営大塚C団地	宮崎市大塚町乱橋4512番地
9	県営生目団地	宮崎市大字跡江3601番地
10	県営花ヶ島団地	宮崎市大字芳士 933番地
11	県営平和ヶ丘団地	宮崎市平和が丘西町25番地
12	県営大塚台団地	宮崎市大塚台西1丁目39番地1
13	県営大塚台西団地	宮崎市大塚台西3丁目27番地1
14	県営源藤団地	宮崎市源藤町原田 318番地1
15	県営神宮駅東団地	宮崎市花ヶ島町大原2337番地
16	県営池内団地	宮崎市池内町 999番地
17	県営花ヶ島東団地	宮崎市大字芳士1077番地1

_	i	呵	ζ
	18	県営江南団地	宮崎市大坪西2丁目16番
İ	19	県営住吉北団地	宮崎市大字島之内 11000番地
İ	20	県営生目台東団地	宮崎市生目台東3丁目19番地1
ŀ	21	県営生目台西団地	宮崎市生目台西2丁目4番地1
	22	県営学園木花台団地	宮崎市学園木花台北3丁目1番地
	23	 県営本郷南団地	宮崎市大字本郷南方4023番地
ŀ		県営生目台北団地	
	24	711 II II II II II II II II II II II II I	宮崎市生目台西2丁目5番地1
	25	県営新川団地	宮崎市清武町船引 633番地 6
	26	県営光町団地	宮崎市田野町乙9519番地3
	27	県営松小路A団地	宮崎市佐土原町下田島9526番地2
	28	県営広瀬台団地	宮崎市佐土原町下田島 20510番 地23
	29	 県営ひかりヶ丘C団地 	± 宮崎市佐土原町下田島 20444番 □ 地5
	30	県営平部ヶ下団地	日南市大字星倉4840番地3
	31	県営寺田団地	日南市吾田西2丁目4番3
Ì	32	県営見法寺団地	日南市梅ヶ浜1丁目3番
İ	33	県営益安団地	日南市大字益安 759番地
	34	県営馬越団地	日南市吾田東6丁目4番
Ì	35	県営瀬貝団地	日南市瀬貝1丁目5番24号
	36	県営栄松団地	日南市南郷町中村乙7051番地 2 22
	37	県営目井津ヶ丘団地	日南市南郷町西町1番地4
	38	県営新開団地	日南市南郷町中村乙7101番地 2 91
	39	県営西小路団地	串間市大字西方8441番地1
Ī	40	県営上浜田団地	串間市大字西方8323番地
	41	県営みどりヶ丘団地	串間市大字西方8256番地2
	42	県営ひばりヶ丘団地	串間市大字西方9035番地3
İ	43	県営千町団地	都城市千町5271番地
İ	44	県営年見団地	都城市年見町25号4番地
İ	45	県営一万城南団地	都城市上長飯町5111番地
İ	46	県営早水団地	都城市早水町3886番地1
	47	県営一万城B団地	都城市一万城町 105号4番地1
ł	48	県営都北団地	都城市都北町 917番地
	49	県営北原団地	都城市北原町30街区19号
	50	県営川東団地	都城市下川東2丁目3372番地
	51	県営都原団地	都城市都原町7248番地2
ŀ	52	県営一万城北団地	都城市一万城町5008番地
	53	県営花木団地	都城市山之口町花木2427番地3
	54	県営松川団地	都城市高城町大井手 547番地
	55	県営榎堀団地	北諸県郡三股町大字樺山4672番地
	56	県営沖水原A団地	北諸県郡三股町大字樺山4958番 地
	57	県営沖水原B団地	北諸県郡三股町大字樺山4852番 地6
Ì	58	県営堅田原団地	小林市真方1054番地1
	59	県営上原団地	小林市水流迫 657番地 2
	60	県営南小林原団地	小林市真方 438番地3
	61	県営城山団地	小林市細野2991番地5
	62	県営三松団地	小林市堤3130番地1
		,	

		古 响 宋 公
63	県営堤団地	小林市堤3005番地15
64	県営京町団地	えびの市大字向江 545番地1
65	県営柳水流団地	えびの市大字浦1613番地5
66	県営永山団地	えびの市大字栗下1168番地8
67	県営原の坊団地	東諸県郡国富町大字本庄1972番 地
68	県営犬熊団地	東諸県郡国富町大字本庄2700番 地5
69	県営向陽団地	東諸県郡国富町大字宮王丸 599 番地 2
70	県営石貫団地	西都市大字三宅4422番地1
71	県営久保鶴団地	西都市大字三宅 168番地 4
72	県営東平原団地	児湯郡高鍋町大字上江1895番地
73	県営平原団地	児湯郡高鍋町大字上江1838番地 1
74	県営下屋敷団地	児湯郡高鍋町大字北高鍋3176番 地1
75	県営畑田団地	児湯郡高鍋町大字北高鍋65番地 9
76	県営持田団地	児湯郡高鍋町大字持田3232番地
77	県営三納代団地	児湯郡新富町大字三納代1869番 地1
78	県営天井丸団地	児湯郡新富町大字上富田3672番 地
79	県営新田麓団地	児湯郡新富町大字新田7045番地 2
80	県営番野地団地	児湯郡川南町大字川南 23541番 地
81	県営都農団地	児湯郡都農町大字川北4929番地 3

(2) 設置目的 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- 3 指定管理者の業務
- (1) 県営住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務
- (2) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務
- (3) 県営住宅等の維持及び保全に関する業務
- (4) その他県営住宅等の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第78条及び宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年宮崎県規則第53号)第47条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し 、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 下表の土木事務所管内のいずれかに本店等を有し、各土木事 務所管内のそれぞれに必ず1つ以上の支店等を有する又はこれ を設置しようとする団体であること。

なお、本店等の事務所が支店等の事務所を兼ねることは差し

支えない。

宮崎土木事務所、日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木 事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所、 高鍋土木事務所

- (2) 指定管理者として次の業務を適正に実施できる体制が確保できること。
 - ア 本店等の事務所が行う窓口業務及び財務事務の総括や支店 等の指導等の業務
 - イ 支店等の事務所が行う県営住宅の管理等の業務
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (4) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあっては、当該処分の日から起算して2年を経過した者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (7) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接 な関係を有する者がいないこと。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (II) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和2年法律 第60号。以下「賃貸住宅管理業法」という。)に基づき、賃貸 住宅管理業者として国土交通大臣の登録を受けるとともに、賃 貸住宅管理業法で定める業務管理者を置くことが可能であるこ
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
 - (1) 住民の平等な利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が、県営住宅等の効用を最大限に発揮することができるものであること。
 - (3) 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 地域への貢献等が図られているものであること。
- 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県営住宅指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営住宅指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
 - (1) 配布場所及び請求先

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橘 通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7196

(2) 配布期間 令和4年7月4日から令和4年9月5日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

- 令和 4 年 7 月 4 日 (月曜日) 第 320 号 宮 10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間 (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送 (郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。 (2) 提出期間 令和 4 年 8 月 10日から令和 4 年 9 月 5 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橘通車 2 エ 日 10 番 1 号 郵便乗号 890 − 8501 零託番号 0005 (26) 71
- 宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橘通 東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 71 96 12 その他
- この募集に関する詳細は、募集要領による。